

令和5年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

秦 野 市

市税については、平素から格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産にも課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産について、その資産が所在する市町村へ申告することとなっております（地方税法第383条）。

つきましては、以下をご参照の上、期間内に必ず提出くださいますようお願いいたします。

お知らせ

★申告が必要な方

令和5年1月1日現在、秦野市内に事業用償却資産（他人への貸付資産含む。）を所有する法人又は個人

償却資産の有無にかかわらず申告書は必ず提出してください。

★申告書の提出期間

令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

※ 土・日・祝日は除く。ただし1月14日（土）、1月29日（日）は開庁しています。

期限間近になると受付が大変混雑するため、なるべく**1月20日（金）**までの提出に御協力ください。

郵送により提出される方で、受付印のある控えを希望される方は、必ず申告書の控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。申告書の控えと切手を貼った返信用封筒がない場合は返送ができません。

★申告書の押印について

申告書への押印は不要です。なお、市ホームページ掲載の様式については、押印欄のないものに変更していますが、引き続き押印欄のある旧様式も使用いただけます。

★申告書の提出・問い合わせ先

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市 総務部 資産税課 家屋償却資産担当（本庁舎2階）

電話 0463-82-5111 内線 2238・2239 又は 0463-82-7391（直通）

目次

I	償却資産について	
1	償却資産とは	4
	(1) 申告の対象となる資産	
	(2) 申告の対象とならない資産	
	(3) 取得価格と固定資産税（償却資産）申告の取扱い	
2	償却資産の種類と具体例	6
	(1) 償却資産の種類	
	(2) 業種別の課税対象償却資産の例示	
	(3) 主な償却資産の耐用年数	
II	申告及びそれに伴う市からの通知事項	
1	申告方法	9
	(1) 提出書類	
	(2) 提出書類の説明	
	(3) 事業の廃止等をされた方へ	
2	申告に際しての注意点	10
3	申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合	11
4	みなし課税	11
5	実地調査	11
6	過年度への遡及	11
III	償却資産の評価と税額の算出	
1	評価と税額	12
	(1) 評価額の算出と計算方法	
	(2) 評価額と課税標準額	
	(3) 税額の計算	
	(4) 免税点	
	(5) 価格等の決定と課税台帳への登録	
2	耐用年数に応ずる減価残存率表	13
3	納税通知書の発送と納期	13

IV	償却資産の判断	
1	建築設備における家屋と償却資産の区分	14
2	国税との主な違い	14
3	リース資産の取扱い	16
4	取得価格における消費税の取扱い	16
V	特例・非課税資産	
1	課税標準の特例	17
2	非課税資産	19
VI	その他	
1	課税台帳の閲覧	20
2	審査の申出	20
3	個人番号（マイナンバー）及び法人番号の記載	20
4	Q & A	21
VII	資料集	
	※償却資産例（事務所）	23
	※償却資産例（アパート）	23
	※申告書記載例	24
	※種類別明細書記載例	25
	※建物附帯設備における家屋と償却資産の区分	27

I 償却資産について

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産（構築物、機械・設備、器具・備品など）で、その減価償却額（減価償却費）が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上経費（必要経費）に算入されるものをいいます。また、これに類する資産で法人税（所得税）を課税されないものが所有するものを含みます。

ただし、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産、自動車税種別割及び軽自動車税種別割の課税客体は除きます。

（地方税法第341条第4号）

※事務所償却資産例、不動産（アパート）償却資産例→P23参照

(1) 申告の対象となる資産

令和5年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次の事項に該当するもの

1	税務会計上、減価償却となる資産
2	耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上の資産 （法人の場合は、取得額が10万円未満であっても税務会計上固定資産勘定に計上されている資産を含む）
3	家屋の所有者と異なる方（賃借人・テナントなど）が貸ビル・貸店舗に取り付けた事業資産（内装、造作、建築設備など）
4	家屋に施した建築設備（特定附帯設備）で償却資産として取り扱うもの ※建築設備における家屋と償却資産の区分→P14参照
5	リース資産（借主として、契約内容が割賦販売と同様である資産）
6	リース資産（貸主として、他の事業所に貸し付けている資産） ※リース資産の取扱い→P16参照
7	遊休資産（稼働休止中だが、維持補修が行われている資産）
8	未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
9	簿外資産（事業所の帳簿には記載されていないが事業の用に供している資産）
10	償却済資産（耐用年数経過後も、現に事業の用に供している資産）
11	他の事業者にも事業用として貸付をしている資産
12	福利厚生のに供するもの

13	改良費（基本的支出として資産に計上している場合） 本体部と区分して取得年月の異なる資産ごとに申告してください
14	耐用年数が1年未満又は取得価格が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
15	租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
16	建設仮勘定で計上されている資産（その一部又は全部が1月1日までに完成されているもの）
17	事業主の都合により減価償却を行っていない資産

(2) 申告の対象にならない資産

1	自動車税種別割又は軽自動車税種別割の課税対象となるもの （カーナビなどの自動車固有装置も同様）
2	無形減価償却資産（特許権、電話加入権、パソコンソフトなど）
3	牛、馬、果樹その他の生物（観賞用・興行用のものは申告が必要）
4	棚卸資産（商品・貯蔵品など）
5	耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金（必要経費）に算入されたもの
6	取得価格が10万円以上20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
7	リース資産のうち、ファイナンス・リース取引に係るリース資産で所有者の取得価格が20万円未満のもの ※リース資産の取扱い→P16参照

(3) 取得価格と固定資産税（償却資産）申告の取扱い

取得価格	国税の取扱い		固定資産税の取扱い
10万円未満	個人	必要経費	対象外
	法人	損金算入	対象外
		減価償却	対象
		一括償却	対象外
10万円以上 20万円未満	個人	減価償却	対象
		一括償却	対象外
	法人	減価償却	対象
		一括償却	対象外
20万円以上	個人	減価償却	対象
	法人	減価償却	対象

2 償却資産の種類と具体例

(1) 償却資産の種類

種類		主な償却資産例	
第1種	構築物	土地に定着した 土木設備	広告塔、門、塀、外構、外灯、構内舗装、 煙突、緑化施設
	建物附属 設備	建物附属設備	受変電設備、生産用エレベーター、可動性 のある固定カウンター
		テナントが施工 した設備	内装、店内造作設備、照明設備、給排水設 備、ガス設備
		※建物附帯設備における家屋と償却資産の区分→P27参照	
第2種	機械及び 装置	製造設備	食肉加工設備、精穀設備、パン・菓子、金 属製品、電気機器、その他の製造設備
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤
		搬送設備	クレーン、コンベア
		自走式作業用機械	ブルドーザー、パワーショベルなどの建設 機械用大型特殊車両（車種番号「0,00 から 09 及び 000 から 099」）
		その他の設備	印刷設備、建設工業設備、ガソリンスタン ド設備、クリーニング設備、自宅に設置し た太陽光発電設備
第3種	船舶	モーターボート、その他の船舶	
第4種	航空機	ヘリコプター、グライダーその他の航空機	
第5種	車両及び 運搬具	建設機械以外の大型特殊自動車（車種番号「9,90 から 99 及び 900 から 999」のもの）、台車、自転車、その他の運搬車 ※自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象は該当しま せん。 ※次の要件をひとつでも超えると大型特殊自動車です。 ①車両の長さ 4.7m ②車両の幅 1.7m ③車両の高さ 2.8m ④最高速度 15km/h	
第6種	工具・器具 及び備品	工具	測定・検査工具、取付工具、型
		器具・備品	机・いす、ロッカー、金庫、陳列ケース、 テレビ、冷蔵庫、コピー機、看板、医療機 器、自動販売機、その他の器具・備品

(2) 業種別の課税対象償却資産の例示

業種	主な償却資産の内容
共通	受変電設備、給排水設備、舗装路面、緑化施設、中央監視制御装置、事務机、事務いす、金庫、レジスター、コピー機、エアコン、パソコン、LAN配線、簡易間仕切り、テレビ、看板、その他 ※償却資産例（事務所）→P23参照
小売業	陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍機、その他
飲食業	食卓、いす、厨房用品、カラオケセット、放送設備
理・美容業	洗面設備、理・美容いす、タオル蒸気、消毒殺菌機、パーマ機、サインボール、湯沸かし器、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、その他
医・歯業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術機器、歯科診療ユニット、その他
不動産賃貸業、駐車場事業	フェンス、コンクリート塀、機械設備・ターンテーブルなどの駐車設備、自転車置場、ごみ置場、その他 ※償却資産例（アパート）→P23参照
工場	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具、金型、その他
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、その他
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン、その他

(3) 主な償却資産の耐用年数

種類	主な償却資産		耐用年数
第1種 構築物	野立看板、広告塔（屋外施工を含む）	金属製のもの	20
		その他のもの	10
	門、塀	コンクリート造、コンクリートブロック造のもの	15
		石造のもの	35
		土造のもの	20
		金属造、木造のもの	10
	舗装道路、舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷石敷のもの	15
		アスファルト敷、木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3

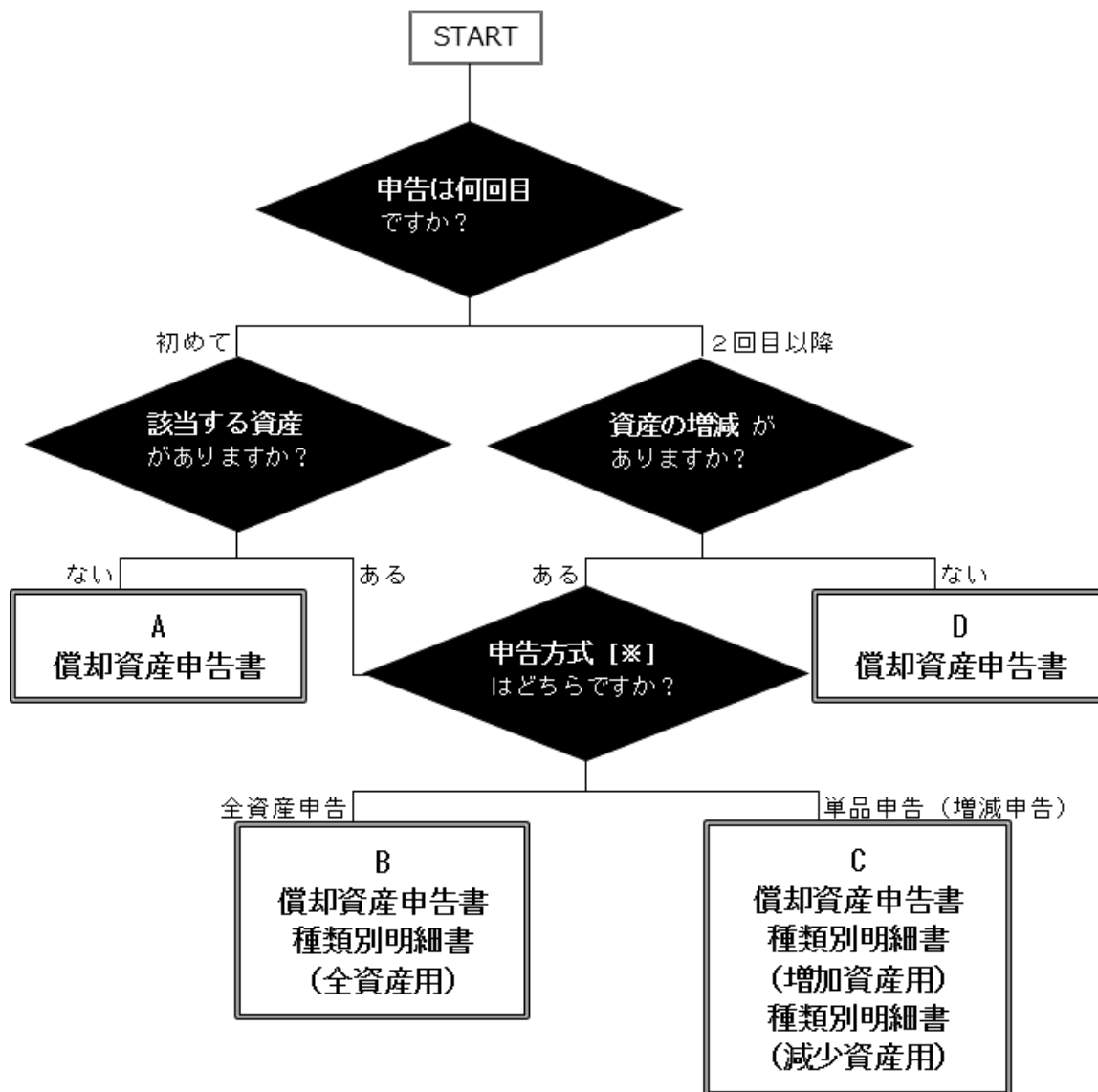
種類		主な償却資産		耐用年数
第1種	建物附属設備	受変電設備、電気設備（照明設備を含む）		15
		給排水設備、衛生設備、ガス設備		15
		冷房、暖房、通風またはボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kw以下のもの）	13
			その他のもの	15
		店用簡易設備	店舗用内装、可動性のある固定カウンター	3
第2種	機械装置	太陽光発電設備	主として金属製のもの	17
第6種	工具	測定・検査工具	ゲージ、ノギス、マイクロメーター	5
		治具・取付工具	平ジグ、箱ジグ	3
		型（型枠を含む）、鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工金型	2
			合成樹脂、ゴムまたはガラス成形用金型及び鋳造用型	2
			その他のもの	3
	器具及び備品	事務机、事務いす、キャビネット	主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
		応接セット	接客業用（飲食店、旅館等）のもの	5
			その他のもの	8
		陳列棚、陳列ケース	冷凍機付のもの	6
			その他のもの	8
		その他の家具	接客業用（飲食店、旅館等）のもの	5
			主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
		音響機器	ステレオ、テレビ、ビデオ、カラオケ	5
		冷暖房用機器	エアコン、ストーブ、温風ヒーター	6
		電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機、レンジ	6
		食事・厨房用品	陶磁器製・ガラス製のもの	2
			その他のもの	5
		事務機器	複写機、計算機、レジスター、FAX	5
			パソコン（サーバー用のものを除く）	4
			パソコン以外の電子計算機	5
		通信機器	インターホン、放送用設備、デジタル構内交換設備	6
			電話設備、その他の通信機器	10
		看板	看板、ネオンサイン、気球	3
	金庫	手さげ金庫	5	
		その他のもの	20	
	理容・美容機器	前流し・ドライヤー	5	
			自動販売機（手動のものを含む）	5

Ⅱ 申告及びそれに伴う市からの通知事項

1 申告方法

(1) 提出書類

以下のフローチャートからご確認ください。



[※] 申告方式について

全資産申告

所有している資産すべてを申告する手法です。電算処理(eLTAX含む)により申告する場合は全資産申告となります。

単品申告(増減申告)

これまで申告した資産を本市が管理した上、申告年に増加及び減少した資産のみを申告する手法です。

(2) 提出書類の説明

A 初めて申告・該当資産がない方

償却資産申告書を提出してください。

備考欄の「③該当する資産なし」を○で囲んで申告してください。

該当資産がない方においては、後日実地調査において資産の確認をさせていただく場合があります。

B 初めて又は2回目以降申告・該当資産がある・全資産申告の方

償却資産申告書及び**種類別明細書（全資産用）**を提出してください。

令和5年1月1日現在で所有したすべての資産について、種類別明細書（全資産用に○を付ける）を作成の上申告してください。令和4年以前に取得した資産を申告した場合は、過年度分の税額対象資産として追徴課税することがあります。

C 初めて又は2回目以降申告・資産の増減がある・単品申告の方

償却資産申告書及び**種類別明細書（増加資産用・資産が増加した場合）**、**種類別明細書（減少資産用・資産が減少した場合）**を提出してください。

同封した、本市がこれまで把握している「種類別明細書」を参照し、令和5年1月1日までの間に増加又は減少した場合は、種類別明細書を作成の上申告してください。令和4年以前に取得した資産を申告した場合は、過年度分の税額対象資産として追徴課税することがあります。

D 2回目以降申告・資産の増減がない方

償却資産申告書を提出してください。

備考欄の「②昨年の申告資産に増減なし」を○で囲んで申告してください。増減なしの場合は、種類別明細書の提出は不要です。

(3) 事業の廃止等をされた方へ

廃業、解散、休業、市外移転などの異動があった場合、**償却資産申告書**を提出してください。また、申告書の備考欄にその旨を記入し申告してください。

2 申告に際しての注意点

- ・賦課期日は令和5年1月1日です。このため、前年決算期から令和5年1月1日までの間の資産の増減についても、漏れがないように注意

して申告してください。

- ・店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合などの取得価格が不明な資産は、見積価格で申告してください。
- ・秦野市内に複数の事業所のある方は、秦野市内の事業所分をまとめて申告してください。事業所ごとの申告はできません。
- ・申告価格等で不明な点がある場合はご相談ください。

3 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条及び第386条、秦野市市税条例第49条の規定による罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴する場合があります。

4 みなし課税

申告がない場合においても、過去の申告内容や国税資料を基に償却資産を所有しているとみなして課税することがあります。その場合でも、正確な情報を把握するため申告は必要となりますのでご注意ください。

5 実地調査

申告の内容が適正であることを確認するために、地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがあります。適正な課税を行うための調査にご協力ください。実地調査で新たに償却資産があると確認された場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。そのほか、調査の結果により家屋の評価を変更する場合があります。

検査拒否に当たる場合は、地方税法第354条の規定により、罰金を科されることがあります。

6 過年度への遡及

みなし課税や実地調査等による申告漏れなどが発生した場合で、取得年月が前年より前の資産がある場合は、当年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及課税されます。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年が限度となります。また、過年度分の課税をする場合には、課税した月の翌月に一括で納付いただくこととなります。

Ⅲ 償却資産の評価と税額の算出

1 評価と税額

(1) 評価額の算出と計算方法

資産の「①取得年月日」・「②取得価格」・「③耐用年数」から、資産ごとに「評価額」を算出します。

【評価額算出式】

$$\begin{aligned} \text{前年中に取得した資産} &= \text{取得価格} \times \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2}\right) \\ \text{前年前に取得した資産} &= \text{前年度評価額} \times \left(1 - \text{減価率}\right) \end{aligned}$$

減価残存率

「減価率」「減価残存率」は、「耐用年数に応ずる減価残存率表」から算出します。

※「耐用年数に応ずる減価残存率表」→P13参照

毎年この方法により計算し、取得価格の5%になるまで償却します。
算出額が5%未満になる場合は、5%に止めます。

(2) 評価額と課税標準額

税額の計算に当たり、課税標準額を算定します。

通常は「評価額」が課税標準額となりますが、課税標準の特例の適用がある場合は、特例を適用した後の額が課税標準額となります。

※課税標準の特例→P17参照

(3) 税額の計算

税額（100円未満切捨て）

$$= \text{課税標準額合計（1,000円未満切捨て）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

※課税標準額が200万円の場合、年税額は2万8千円です。

(4) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。
ただし、申告は必要となります。

(5) 価格等の決定と課税台帳への登録

申告及び調査に基づいて算定された課税標準額をもとに、償却資産の価格が決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

2 耐用年数に応ずる減価残存率表

耐用年数 (年)	減価率	減価残存率		耐用年数 (年)	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－減価率÷2	1－減価率			1－減価率÷2	1－減価率
2	0.684	0.658	0.316	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.96	0.921
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954
				50	0.045	0.977	0.955

3 納税通知書の発送と納期

納税通知書は、4月下旬から5月上旬に発送します。

納期限を4期に分け、次のとおりとしています。

第1期：5月 第2期：7月 第3期：10月 第4期：12月

IV 償却資産の判断

1 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備・給排水設備・衛生設備・空調設備・運搬設備など、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。家屋の所有者と異なる方（借借人・テナントなど）が貸ビル・貸店舗などに施工した内装・造作及び建築設備等については、すべて償却資産として取り扱います。また、家屋と設備の所有者が同一の場合は、以下のものにおいては償却資産として取り扱います。

- ・独立した機器としての性格の強いもの（受変電設備など）
- ・特定の生産または業務の用に供されるもの（工場の動力源である電気設備など）
- ・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（ルームエアコンなど）

詳細は区分表をご覧ください。

※建設附帯設備における家屋と償却資産の区分→P27参照

2 国税との主な違い

地方税（固定資産税（償却資産））と国税（法人税・所得税）では取扱いが異なります。

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
償却計算の期間	賦課期日制度（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	原則として旧定率法を適用（「固定資産評価基準」別表15に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前の取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物は旧定額法） 【平成19年4月1日以後の取得】 定率法、定額法等の選択制度（建物は定額法）

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（法人税・所得税）の取扱い
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度	認めていない（※1）	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている （租税特別措置法）
増加償却	認められる（※2）	認められる （法人税法・所得税法）
陳腐化償却 （耐用年数の短縮）	認められる（※3・4）	認められる （法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
改良費 （資本的支出）	区分評価（改良を加えた資産と改良費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可
即時償却資産 （青色申告を提出する中小企業者が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産）	課税対象	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に参入が可能

- ※1 圧縮制度は認められませんので、圧縮記帳している資産（下取りを伴う買替資産）については、本来の正常な価額（圧縮や下取金額の差し引きをしない額）で申告してください。
- ※2 法定普通償却に加えて増加償却がある場合には、所轄税務署へ提出した増加償却届出書の写しを申告書に添付してください。
- ※3 陳腐化資産の一時償却がある場合には、所轄税務署長の承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。
- ※4 所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた償却資産については、承認された短縮耐用年数に基づき評価を行いますので、承認を受けたことを証する書類の写しを申告書に添付してください。

3 リース資産の取扱い

リース資産はその契約内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。

リース契約内容	資産を借りている方	資産を貸している方
一般的な賃貸借契約	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
リース期間終了後に資産が譲渡される契約など(※)	○ (自己資産として申告が必要)	× (申告不要)

※ 期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、割賦販売など実質的に所有権留保付き売買と見られるような場合

4 取得価格における消費税の取扱い

償却資産の取得価格は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって、以下のとおり取り扱うこととなります。

事業者の区分	法人税または所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価格における消費税の取扱い
免税業者	税込み経理方式	取得価格に含める
課税業者	税抜き経理方式	取得価格に含めない
	税込み経理方式	取得価格に含める

V 特例・非課税資産

1 課税標準の特例

税負担の軽減を図るため、課税標準の特例制度があります。

該当する場合は、「償却資産課税標準特例適用申告書」に添付書類を添え、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記載して提出してください。

この申告書を必要とされる方はご連絡ください。

主な特例適用資産

適用条項		適用資産	範囲	特例率	添付書類 「償却資産課税標準特例適用申告書」は必須
条	項号				
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	一般ガス事業者及び簡易ガス使用者が新設したガスの製造及び供給の用に供するもののうち政令で定めるもの	取得後5年間 1/3 その後5年間 2/3	資源エネルギー庁の許可書の写し
法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液処理施設で総務省で定めるもの	1/2	特定施設設置届出書の写し、仕様書など
	第26項 1号イ (1千kw未満) 2号イ (1千kw以上)	太陽光発電設備	経済産業省の固定価格買取制度の認定を受けた設備。 <u>ただし、平成28年4月1日以降に取得したものは、固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援に係る補助を受けて取得したものに限定</u>	【1号】 取得後3年間 2/3 【2号】 取得後3年間 3/4	【平成28年4月1日以降】 再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る交付決定通知書の写し
	第26項 1号ロ (20kw以上) 2号ロ (20kw未満)	風力発電設備	経済産業省の認定を受けた設備		経済産業省が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し

適用条項		適用資産	範囲	特例率	添付書類
法附則 第15条	第26項 2号ハ (5千kw以上) 3号イ (5千kw未満)	水力発電設備	経済産業省の認定を受けた設備	【1号】 取得後3年間 2/3 【2号】 取得後3年間 3/4 【3号】 取得後3年間 1/2	経済産業省が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し
	第26項 1号ハ (1千kw未満) 3号ロ (1千kw以上)	地熱発電設備			
	第26項 1号ニ (1万kw以上 2万kw未満) 3号ハ (1万kw未満)	バイオマス発電設備			
法附則 第64条		先端設備等（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物）	租税特別措置法に規定する中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って導入した、生産性向上に資する指標が旧モデル比1%以上向上する次の設備 ・機械装置160万円以上（販売開始10年以内） ・測定工具及び検査工具30万円以上（同5年以内） ・器具備品30万円以上（同6年以内） ・建物附属設備60万円以上（同14年以内） ・事業用家屋120万円以上（新築） ・構築物120万円以上（同14年以内）	取得後3年間 ゼロ	・秦野市産業振興課から発行された認定書の写し ・先端設備等に係る誓約書
法 第349条の3	27項、 28項、 29項	地域型保育事業、企業主導型保育事業用資産	児童福祉法により家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供するもの。また、子ども・子育て支援法による政府の補助を受けて設置した特定事業所内保育施設の用に供するもの	1/3	・保育施設設置計画書（認可・補助申請書） ・認可、補助の決定通知書等
法附則 第15条	33項			取得後5年間 1/3	

（令和4年10月1日現在）

- ・このほかにも地方税法の規定によって課税標準の特例適用資産がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- ・課税標準の特例資産は、政令・総務省令により範囲制限されており、また地方税法の改正により適用資産・期限が変更されることがあります。

2 非課税資産

地方税法第348条第2項の規定に該当する資産については固定資産税が課税されませんので、「償却資産非課税適用申告書」にそのことを明らかにする関係書類を添え、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「非課税」と記載して提出してください。

この申告書を必要とされる方はご連絡ください。

非課税資産は、政令・総務省令により範囲制限されており、また地方税法の改正により適用資産・期限が変更されることがあります。

VI その他

1 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格は、秦野市資産税課において所有者、納税管理人及び代理人などの固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

2 審査の申出

固定資産の評価額について不服があるときは、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、秦野市固定資産評価委員会に対して審査の申出をすることができます。

3 個人番号（マイナンバー）及び法人番号の記載

平成28年1月以後に提出する償却資産申告書には、個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載が必要となりました。

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書のご提出時には、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行いますので、申告の際には以下の確認資料をご持参ください。

また、郵送で提出する場合には、確認資料の写しを添付してください。
法人番号には本人確認手続きなどはありません。

(1) 本人が申告書を提出する場合（①・②がそれぞれ必要）

①番号確認資料	次のうち、いずれか1点 ア 個人番号カード イ 通知カード ウ 住民票（個人番号が記載されたもの）
②身元確認資料	次のうち、いずれか1点 ア 個人番号カード イ 運転免許証 ウ 本市から送付された、氏名または法人名が印字された償却資産申告書または申告通知ハガキ

本人が申告書を提出する場合、個人番号カードがあれば①番号②身元両方の確認資料とすることができます。

(2) 代理人が申告書を提出する場合（①～③がそれぞれ必要）

①本人の番号確認資料	次のうち、いずれか1点 ア 本人の個人番号カード イ 本人の通知カード ウ 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）
②代理人の身元確認資料	次のうち、いずれか1点 ア 代理人の個人番号カード イ 代理人の運転免許証 ウ 代理人の写真付き社員証 エ 代理人の税理士証票
③代理権確認資料	次のうち、いずれか1点 ア 委任状 イ 税務代理権権限証書（税理士）

4 Q & A

Q わずかな償却資産しか持っていないので、課税されないと聞きました。それでも申告の必要がありますか。

A 償却資産の免税点は150万円です。課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書をもとに課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

Q アパートを経営しています。償却資産の申告の必要はありますか。

A 申告が必要です。アパートの外構や外周のフェンス、駐車場のアスファルト舗装、屋外給排水設備、エアコンなどは償却資産の対象となります。**※不動産（アパート）償却資産例→P23参照**

Q 前年と資産の増減がないのですが、申告の必要はありますか。

A 申告が必要です。申告書備考欄の「②昨年の申告資産に増減なし」を○で囲んで申告してください（増減なしの場合は、種別別明細書の作成は必要ありません）。**※申告書記載例→P24参照**

Q 減価償却済みの償却資産の申告は必要ですか。

A 申告が必要です。固定資産税における償却資産の評価額の最低限度は取得価格×5%となっております。耐用年数を過ぎ減価償却が済んだ後の償却資産も事業に使用している限り申告が必要となります。

Q 福利厚生施設にある償却資産の申告は必要ですか。

A 申告が必要です。福利厚生施設にある庭園やエアコンなどは償却資産として課税の対象となります。

Q 使っていない資産も申告は必要ですか。

A 現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象となります。従いまして、使用していない未稼働資産や遊休資産であっても申告をお願いします。

Q 申告内容に誤っている箇所がありました。どうすればよいですか。

A 修正申告をお願いします。種類別明細書については、該当資産の摘要欄に「修正申告」と記載してください。

Q 事業を廃業しました。償却資産の申告は必要ですか。

A 申告が必要です。廃業された旨を申告書に記載してください。

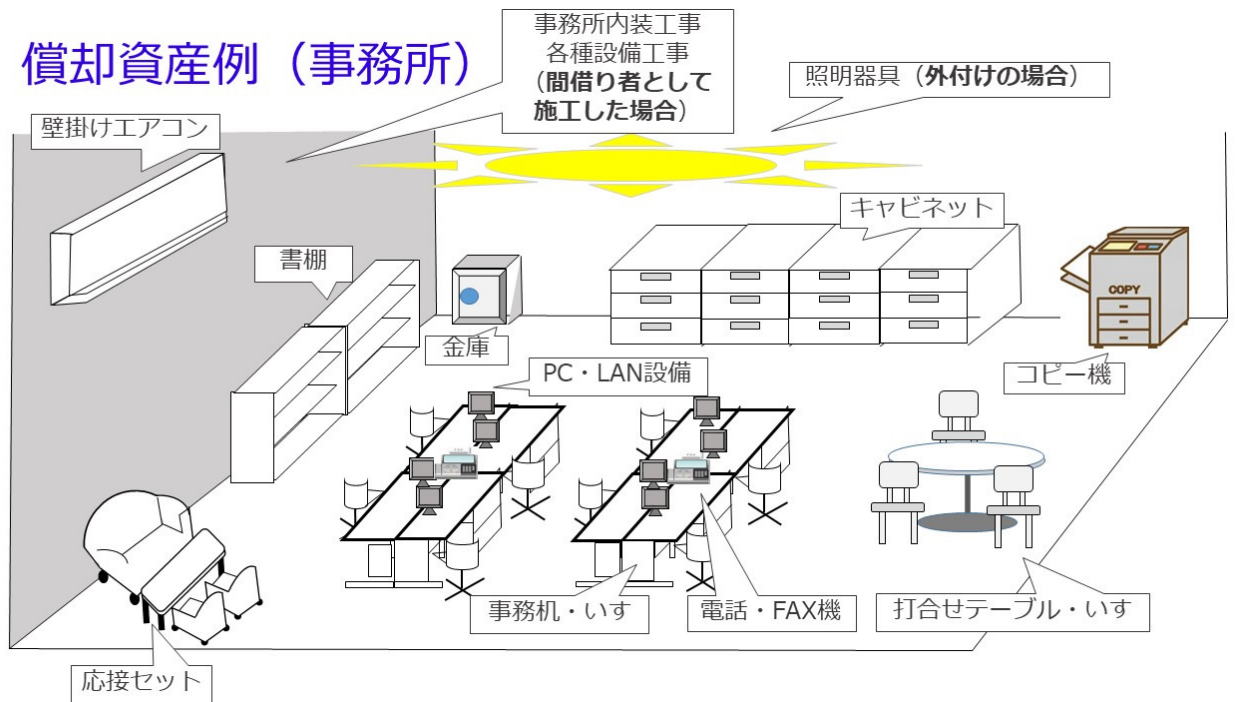
Q 年の途中で閉店（廃業）した場合、固定資産税（償却資産）はかからなくなりますか。

A 固定資産税は、土地や家屋と同様に償却資産についても、毎年1月1日現在（賦課期日）に所有している方に当該年分が課税されます。このため、年の途中で閉店（廃業）しても、その年の固定資産税は全額お支払いをお願いいたします。

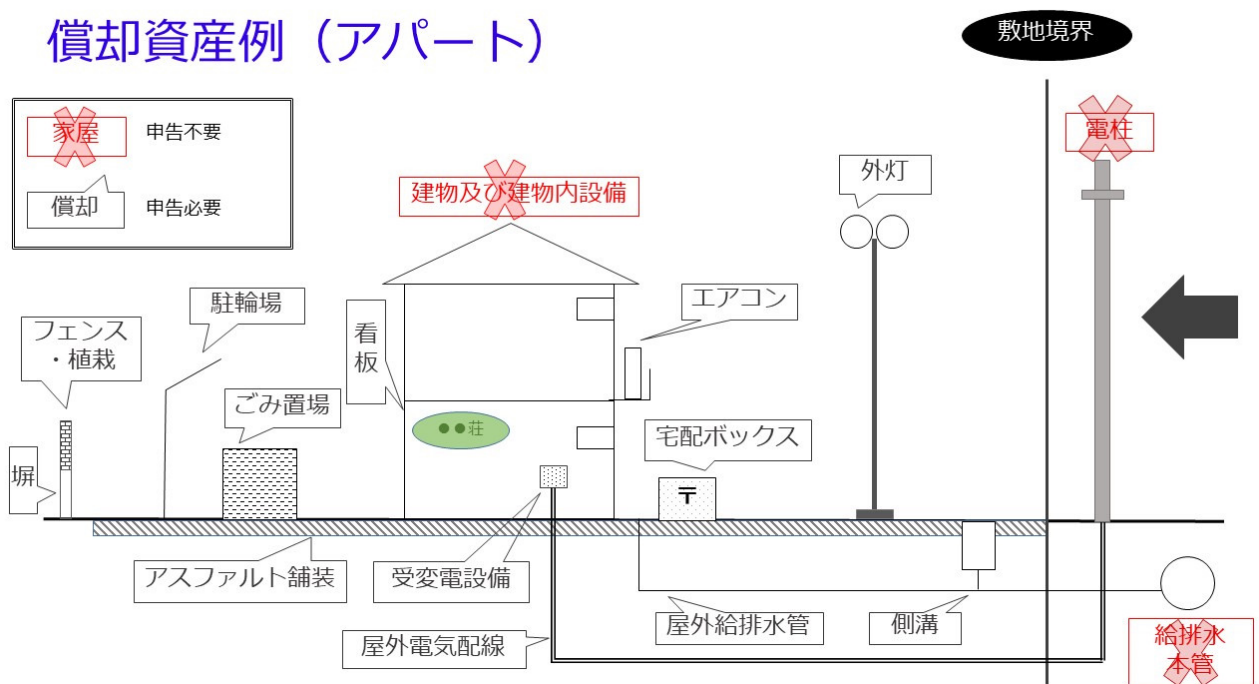
Q 農家ですが、申告が必要ですか。

A 農業は事業に該当しますので申告が必要です。例として、田植え機や稲刈り機といった自走式機械、ビニールハウスなどが挙げられます。

償却資産例（事務所）



償却資産例（アパート）



電子申告（eLTAX）で償却資産申告書が提出できます

- ・ オフィスやご自宅からインターネットを利用して申告ができます。
 - ・ 電子申告（eLTAX）に対応している複数の地方公共団体へまとめて申告ができます。
 - ・ 「PCdesk（無料ソフト）」をeLTAX ホームページからダウンロードして申告書データのCSV取り込みによる作成が可能です。
- 利用手続きなどの詳細はホームページなどでご確認ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策につながりますので、ご協力をお願いいたします。

eLTAXのお問合せ先

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> eLTAX ホームページ 検索

電話 0570-081459（受付時間：午前9時～午後5時）IP電話やPHS、又はつながりにくい場合は03-5521-0019

もう1度、提出前にご確認を・・・

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 「15 秦野市内における事業所等資産所在地」、「17 事業所用家屋の所有区分」欄は記載されていますか？
- （増加資産がある場合）増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？
- （全資産申告の場合）全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- （全資産申告の場合）申告書・種類別明細書に課税標準額まで算出していますか？
- （控えの返送をご希望の場合）申告書の控えと切手を貼った返信用封筒を同封していますか？
- 秦野市への申告書には、秦野市に所在する資産を記載していますか？
- 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合には、税務代理権限証書が同封されていますか？

令和5年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

令和4年11月発行

発行者／提出先：秦野市総務部資産税課家屋償却資産担当

〒257-8501

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市
資産税課 家屋償却資産担当 行

償却資産申告書在中

必要に応じ、切り取って申請
用の宛名にご利用ください